

公益社団法人秋田県獣医師会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めがある場合を除くほか会長が行う表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 功労会員表彰は個人又は、団体のうち個人では4月1日現在で60歳に達し、次の何れかの要件に該当する者とする。

- (1) 家畜の保健衛生の向上に功労のある者
- (2) 公衆衛生の向上及び増進に功労のある者
- (3) 畜産の振興に功労のある者
- (4) 獣医、畜産、公衆衛生の学術研究に功労のある者
- (5) 永年にわたって獣医、畜産、公衆衛生業務に精励している者

2 名誉会員表彰は、正会員の中から選任し、社団法人秋田県獣医師会を含め通算して30年以上在籍し、次の何れかの要件に該当する者とする。

- (1) 獣医学術及び獣医療の向上に特に顕著な貢献のあった者
- (2) 社団法人秋田県獣医師会を含め理事又は監事の職を通算8年以上経験した者

3 前各項の規定にかかわらず、理事会が認めた者を表彰することができる。

(表彰者の推薦)

第3条 理事は、前条に該当する者がいるときは、表彰候補者推薦書(様式第1号)に活動実績の概要を添付して会長に推薦することができる。

(表彰者の決定)

第4条 会長は前条の規程により推薦があった場合は、速やかに理事会に諮り表彰者を決定するものとする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状を授与して行うものとする。

2 表彰には、記念品を併せて授与することができる。

(表彰者名簿)

第6条 会長は、表彰を受けた者を表彰者名簿に登録し保存するものとする。

(追彰)

第7条 会長は、表彰者が死亡した者であるとき又は、表彰者が表彰決定後表彰前に死亡したときは、表彰状又は、記念品をその遺族に交付してこれを追彰するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

この規程は、公益社団法人秋田県獣医師会の設立の登記の日から施行する。

(様式第 1 号)

表 彰 候 補 者 推 薦 書

住所：

所属：

(フリカナ)

氏名：

生年月日 昭和・平成 年 月 日生

経歴

推薦理由

公益社団法人秋田県獣医師会表彰規程第 3 条の規定に基づき上記の通り推薦する。

平成 年 月 日

理 事 印

公益社団法人 秋田県獣医師会会長 様